

第2章 意識調査からみる現状と課題

1 意識調査（市民対象）

（1）調査目的

成年後見制度利用促進体制整備における、地域連携ネットワークのあり方や中核機関の設置に向けた基礎資料とすることを目的に、市民を対象に成年後見制度に関する認知状況、意識、制度の利用について意識調査を行いました。

（2）調査概要

◆調査対象

50歳以上から79歳以下の無作為抽出による宇部市民 1,000人

◆調査期間

令和元年6月27日（木）に調査票を発送し、令和元年7月12日（金）までに回収しました。

◆調査方法

調査の協力依頼文書、返信用封筒とともに調査票を郵送し、無記名での返送を依頼しました。

◆回収率

調査対象 1,000人 有効回答数 515人 回収率 51.5%

（3）調査結果

◆調査対象者

調査対象者は、性別については若干女性が多いものの、ほぼ半々。年齢層としては50歳代から70歳代までがほぼ均等に3分の1ずつとなっています。

◆成年後見制度に関する認知度

成年後見の制度自体については、内容まで知っているとする者は全体の3割弱です。属性別で見ると、性別において、若干女性の方が知識を有している者の割合が高い傾向がみられます。

また、年齢層別では大きな違いはないものの、しいて言うならば、70代以上の層において、知っている者の割合がやや少ない傾向にあります。

◆成年後見制度の利用について

自身が将来的に制度を「利用したい」とする者は、回答者の約半数を占めています。一方で、「利用したいと思わない」者が2割弱いるほか、「わから

ない」とする者が 35.2%とかなりの割合を占めています。

なお、属性別にみると、年齢層が高いほど「利用したくない」者の割合が高くなっています。

また、利用する場合の後見人には、親族を希望する者が 9 割近い数字を示していますが、そのほかで 30%以上の比較的多い数字を示しているのが「弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士などの専門職」です。この「専門職」を希望する者の割合は、年齢層別でみた場合、50 歳代では 4 割近い数字を示しているのに対して、70 歳代では 25.7%と年代が上がるほど減少しています。

これに対して、「利用したくない」とする者が理由としてあげるものは、「制度の内容や利用方法がよくわからない」、「他人に財産管理をされることに抵抗がある」、「制度を利用するための手続きが複雑そうである」と続いており、制度への知識がないことと他人に財産管理を任せることへの不安の 2 点が大きい様子が示されています。これに関して、知識不足を理由とする割合に関して、年齢層別でみると年代が下がるほど割合が多い傾向が示されています(50 歳代 45.3%、60 歳代 42.1%、70 歳代 35.9%)。

◆成年後見を「すること」への意識

自身が後見人になることについては、半数弱が「抵抗はない」としているものの、「抵抗がある」と「わからない」と答えた者を併せると、この数を上回ることとなります。これに関して、年代層別でみると、年齢が高いほど「抵抗がない」割合が低くなっており、50 歳代と 70 歳代で比較すると 59.4%と 36.0%と倍近い数字の開きがあります。

◆より利用しやすい制度であるには

用意された選択肢のほとんどについて、5 割前後の者が重要であるとしています。ただ、専門職以外による支援体制については、2 割弱の数字にとどまっており、より専門性のある者や、行政機関による支援を求める傾向があることがわかります。そのほか、基本的な部分で、周知や手続きの簡素化を求める傾向もみられます。

※詳細数値等については、資料編に掲載しています。

2 意識調査（施設・事業所対象）

（1）調査目的

成年後見制度利用促進体制整備における、地域連携ネットワークのあり方や中核機関の設置に向けた基礎資料とすることを目的に、施設・事業所の相談員を対象に成年後見制度に関する認知度、支援の経験、利用の実態、制度の課題について意識調査を行いました。

（2）調査概要

◆調査対象

宇部市内で在宅又は施設で生活している高齢者及び障がいのある方へ、相談業務を行っている居宅介護支援事業所（62か所）・障害者相談支援事業所（15か所）・特別養護老人ホーム（13か所）・グループホーム（21か所）の相談員約400人を対象としました。

◆調査期間

令和元年6月27日（木）に調査票を発送し、令和元年7月12日（金）までに回収しました。

◆調査方法

施設・事業所へ調査の協力依頼文書、返信用封筒とともに調査票を郵送し、無記名での返送を依頼しました。

◆回収率

調査対象約 400 人 有効回答数 184 人 回収率 46%

（3）調査結果

◆調査対象者

回答者属性は、居宅介護支援事業所が6割以上を占めています。

◆成年後見制度の認知度

市民調査では、「知らなかった」とする者が2割をこえていたが、施設・事業所調査ではほとんどが制度に関する何らかの知見を有している状況でした。しかしながら、制度の内容を詳しく知らない者は、4割近くを占めています。

◆成年後見に関する支援経験

支援の活動として「相談」に関しては、多くが相談にあたった経験を有しています。施設の特性との関係もありますが、障害者相談支援事業所においては、金銭に係る相談の経験が特に多い傾向がみられます。

相談を受けての対応としては、自施設で対応するとする者の割合（48.1%）が最も多いものの、同程度の割合で他所への照会や紹介を行っている状況がみられます。

◆親族（身元引受人等）のいない利用者

施設利用者のうち、親族（身元引受人等）のいない者が3割程度存在することが示されています。

その対応としては、多くが「成年後見制度の利用をすすめていく」としている。一方で「決めかねている」という回答も1割程度見られました。

◆施設利用者における成年後見制度の利用

施設利用者のうち3割ほどがすでに成年後見制度を利用しています。一方で、該当者でありながら、成年後見制度を利用していない者が3割以上存在しています。利用につながっていないケースの多くが、制度利用の必要性を感じていない（58.6%）、本人や家族が同意しない（38.6%）理由となっています。

◆成年後見制度の今後の利用について

成年後見制度を利用しやすいものとするためには、「身近な相談窓口があること」（64.5%）とならんで「制度の複雑さの解消」（60.7%）や「制度内容を知る機会の充実」（48.6%）といったものを求める回答が多くを占めており、自由記述回答をみても、制度に関するわかりにくさの存在が一つの課題であることがうかがわれます。

※詳細数値等については、資料編に掲載しています。

第3章 中核機関の設置に関する基本的な考え方

1 意識調査結果の整理

宇部市で中核機関を設置する場合には、宇部市の実情を踏まえることが必要不可欠です。そのような観点から、第2章の意識調査結果を整理すると次のとおりです。

(1) 市民向け意識調査結果の要旨

- ◆「成年後見制度を利用したい」と思う市民は、約半数であるが、後見人としては「家族」を考えている。
- ◆「利用したいと思わない」人の理由で最も多いのは、「制度の内容や利用方法がわからない」「他人に財産管理をされることに抵抗がある」などがあげられている。
- ◆その他、「手続きの煩雑さ」「費用の問題」があげられている。
- ◆親族後見人になりたくないと回答した方の理由は、「責任が重い」「知識がない」などがあげられている。

(2) 施設・事業所向け意識調査結果の要旨

- ◆事業所は、財産管理等の相談があった場合、自身の職員が行っているところが最も多く、次に高齢者総合相談センターや障害者相談支援事業所を紹介している。
- ◆成年後見制度が必要と思われるケースであっても、家族は利用に消極的な方が多い。
- ◆利用促進のためには、利用について説明してくれるところ、身近な相談窓口があることなどがあげられている。

(3) 意識調査結果から浮かび上がる今後の課題

意識調査の結果から、「成年後見制度」に関する課題として次の事が指摘できます。

- ◆成年後見制度に関する説明や広報などによって、正しい理解を広げる必要があります。
- ◆自由記述では、成年後見制度に関する理解が不十分であったり、マスコミ等で取り上げられる事件によるイメージが影響していると思われる回答がありました。このことから、利用に関する先入観、誤解を解くことのできる丁寧な説明、利用の意義について理解を広げることが必要です。
- ◆支援事業所等が、本人にとって利用が適切と思いながら、対応に困難を

感じるケースについて、相談窓口が連携して支援する仕組みが求められています。

2 検討会での意見交換

上記「1 意識調査結果の整理」を踏まえ、検討会で様々な意見が出されました。主な意見は次のとおりです。

- ◆中核機関の役割として広報機能を明示すべきである。
- ◆宇部市の広域性に対応するために、一つの機関だけで中核機関を担う必要はなく、司令塔的な機関と出先機関とに分けてはどうか。
- ◆出先機関としては、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所を活用してはどうか。
- ◆地域包括支援センターは宇部市5ブロックに各2か所の計10か所存在するのに対し、障害者の相談支援事業所は基幹型と委託を合わせて宇部市内に3か所しかないので、最低限、各ブロックに1か所は設置するべきではないか。
- ◆宇部市は地域支え合い包括ケアシステムの構築を推進しており、既存の関係機関と連携した体制が望ましい。
- ◆中核機関と、地域の身近な相談窓口機能を持つ機関（地域包括支援センター、障害者圏域相談支援事業所、その他の各種相談窓口機関）が連携できる体制が望ましい。
- ◆他方、市民からすると、相談機関が多すぎると、結局何処に相談したらよいか分からない状況になるため、中核機関は、分かりやすい場所に設置されている、利用者の使いやすさ、個人情報保護を含め、安心、信頼できる相談機関が中核機関を担うべきである。
- ◆高齢者、障害児者の生活を支援する見地から、当事者の生活に必要な情報を知り、必要な支援を選択するための「直接的な相談窓口」と当事者の相談内容に対し、専門的な知見から支援の活用を提示できる「総合的な相談機関」が必要となる。
- ◆現状では窓口が多すぎて、自分にとって一番利用しやすい、あるいは、どれが、適切な助言をしてくれる相談窓口か分かりにくいいため、相談窓口を整理する必要がある。
- ◆中核機関に必要とされる機能としては、①広報啓発、②研修（育成）、③監視及び支援の各種機能が考えられる。
- ◆①広報啓発については、利用方法、利用のメリットデメリット費用等を正しく、分かりやすく伝えるべきである。
- ◆②研修（育成）については、成年後見人の担い手を養成する必要がある。

- ◆③監視及び支援については、各ケースをモニタリングするとともに、成年後見制度の利用者からの苦情等に対応できるようにすべきである。
- ◆また困難なケースについては直接的な相談窓口の相談員を支援する仕組みも必要である。
- ◆広報機能と相談機能に重点を置くべきである。
- ◆広報機能としては、市民だけではなく、専門機関に対しても制度の周知、理解を深めていくべきである。
- ◆相談機能としては、宇部市の広域性から中核機関一つだけでは市全域の対応が難しいことが予測される。
- ◆そこで高齢者総合支援課・障害福祉課等の基幹型及び地域での相談窓口である地域包括支援センターや障害者生活支援センター等の委託事業所（以下「出先機関」という）の協力、ネットワーク体制を構築し、ケースの吸い上げや適宜必要になった際にスーパーバイズや協働対応が常に支援者間で密に行える形が望ましい。ただ、相談のたらい回しにならないよう、各機関の役割の明確化が必要である。
- ◆相談に当たっては、実際に成年後見制度を利用した場合のシミュレートまで行うことが必要であるが、出先機関の相談員のスキルアップを図るための体制整備も必要であり、この役割は中核機関が担うべきである。

3 検討

上記「2 検討会での意見交換」を踏まえ、検討会において、中核機関の運営体制及び中核機関が担う機能について議論した結果、以下の点について問題意識が概ね共有されました。

(1) 中核機関の運営体制

- ◆中核機関一つでは宇部市全域に対応することは難しく、市民の相談しやすさという点でも一つの中核機関が相談することは望ましくないこと。
- ◆成年後見制度の利用促進に当たっては、中核機関だけが担うのではなく、可能な限り、地域包括支援センター等の既存の機関やこれまで宇部市が構築してきた地域支え合い包括ケアシステムを可能な限り活用すべきであること。
- ◆他方、地域包括支援センター等の現在の陣容では、成年後見の利用促進業務を担うことは人的に難しい。
- ◆宇部市以外の外部組織が単独で中核機関を担うのは現実的に難しい。

(2) 中核機関の担うべき機能

- ◆設立当初は、広報機能、相談機能に特化して行っていくので良いのでは

ないか。

◆地域包括支援センターの職員や施設職員などの専門職も成年後見制度の理解が必ずしも十分とは言えないので、職員の研修等の体制や中核機関によるバックアップが必要。

4 検討会で出された最終的な方向性

上記「3検討」を踏まえ、以下のような内容で最終的な方向性が固まりました。

(1) 中核機関の運営体制

◆設立当初から、外部の民間機関が担うことは人的にも経済的にも厳しいと思われます。

◆宇部市が直営の形で「宇部市成年後見センター（仮）」を設置し、3～5年程度で民間への委託を目指すのが現実的と思われます。

◆その上で、市民向けの窓口としては、地域包括支援センター等、宇部市がこれまで育成してきた地域支え合い包括ケアシステムなど（以下「出先機関」という）を活用すること、その際には、高齢者のみならず障害児者について適切な対応ができるようにすることが望ましくと思われます。

(2) 中核機関の担うべき機能

◆設立当初は、広報・啓発、及び相談機能に力を入れていくべきです。

◆広報、啓発

アンケート結果を踏まえて、市民に分かり易く、制度の長所及び短所を正確に伝えることを目指すべきです。

また、専門職といわれる人間も必ずしも成年後見制度について理解しているわけではないので、専門職向けの広報、啓発も行っていくべきです。

◆相談業務

出先機関において、成年後見制度に関する相談ごとを吸い上げた後、必要に応じて、出先機関からの相談に応じて中核機関がバックアップする体制の整備が望ましくと思われます。

最終的には、成年後見制度を利用した場合にこれまでの生活がどのように変わるのかについてシミュレートできるレベルの相談体制の整備が理想です。

◆家庭裁判所との連携

中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが必要です。

被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への変更が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応することも中核機関の役割として必要です。

(3) 任意後見制度の活用

◆本検討会では十分検討できたとはいえず、今後の課題である。

国の利用促進基本計画においても、今後の施策の目標の一つとして「利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める」ことが挙げられており、その具体的内容として「利用者の自発的意思を尊重する観点から任意後見制度の利用促進」が指摘されている。

◆今後中核機関が広報活動を行う際には、任意後見制度についても周知を行うなどの取組みが望まれる。

5 宇部市への要望

上記「4 検討会で出された最終的な方向性」を実現するために以下の費用について予算化をすべきです。

◆「宇部市成年後見センター（仮）」を設置及び運営するための費用

成年後見問題に対応するための人員配置や研修のための費用（高齢者と障害児者それぞれについて人員配置することが望ましい）

◆「宇部市成年後見センター（仮）」の以下の具体的な活動を行うための費用

・ 市民向け、専門職向けの広報活動

各種研修会、意見交換会を開催するための費用

専門職を活用するための費用（交通費、日当等）

・ 市民向け法律相談業務

出先機関が成年後見問題に対応するための人員配置や研修を行うための費用

・ 出先機関において、市民からの相談に対応する出張相談等適宜の形で専門職を活用するための費用（交通費、日当等）

◆出先機関をバックアップするための以下の各種活動のための費用

・ 出先機関の職員向け研修会

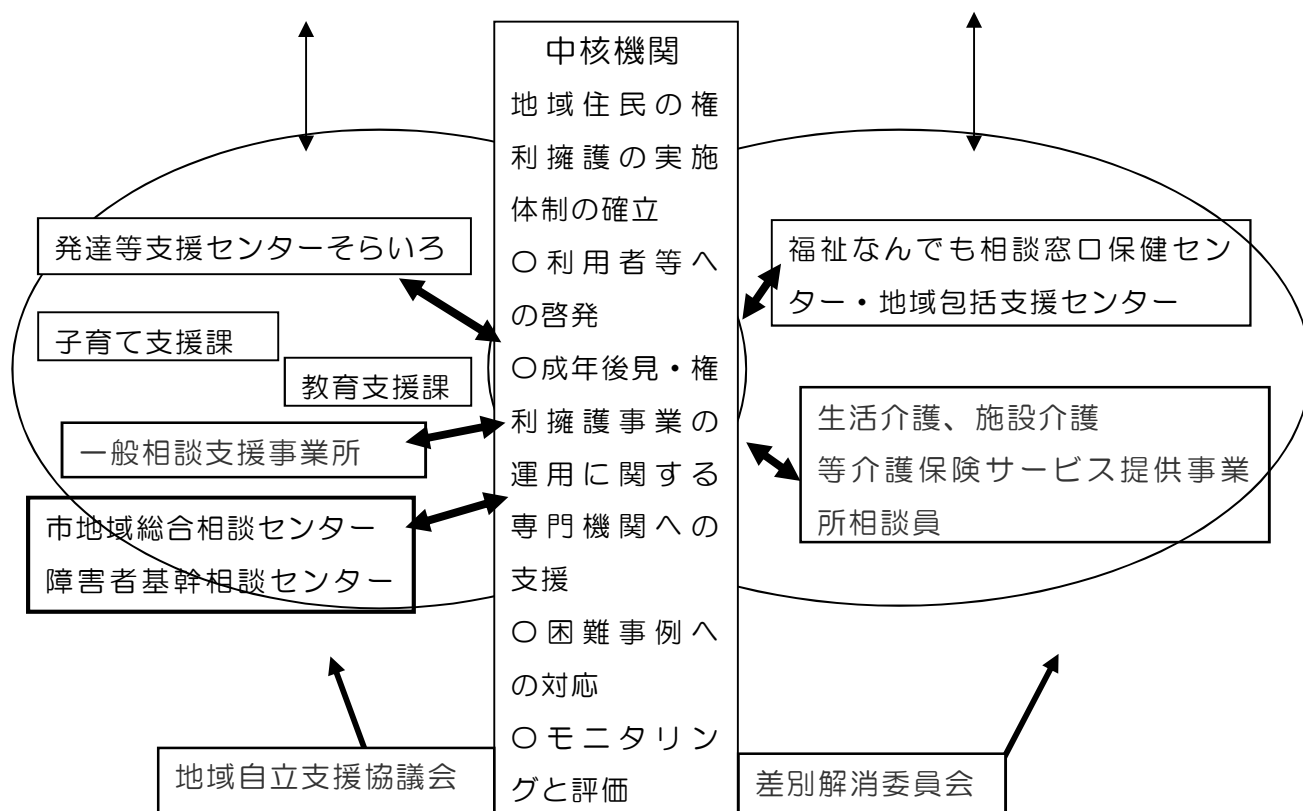
・ 出先機関が抱える相談案件のうち成年後見に関係するものについて、スーパーバイズ等を行うためのケース検討会議等の予算

6 中核機関の役割関係図

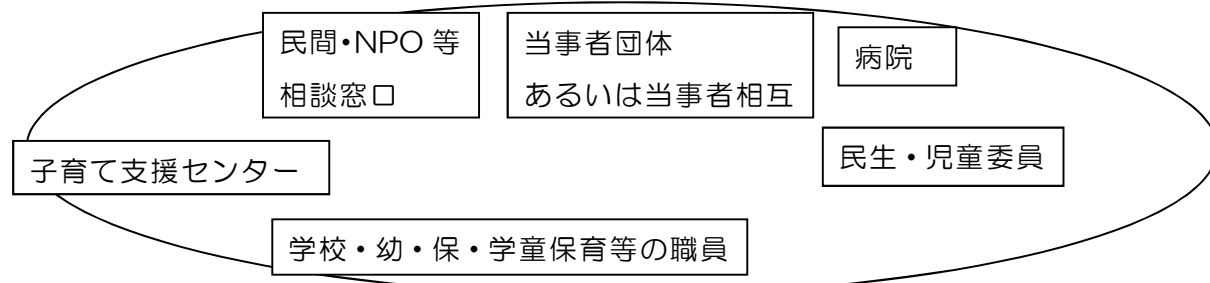
他機関との関連について

<第3次相談機能>：手帳の申請、発行・相談等

山口県児童相談所、県立こころの医療センター、やまぐち総合教育支援センター
山口県発達障害者支援センターまっぷ、保健所、病院（例山大付属病院等）診断・療育機能のある専門相談機関



<第2次相談機能>：診断、サービスの決定に関する専門機関での相談（サービス利用の選択並びに権利擁護事業・成年後見制度の利用について検討）



<第1次的相談機能>：何となく不安な問題を気軽に相談
 地域住民（生活上の選択に支援が必要な方・権利侵害にさらされやすい人）への近隣相互の支援

おわりに

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な基本計画として「成年後見制度利用促進基本計画」が定められ、成年後見制度は大きな転換期を迎えています。

国の基本計画のポイントは、社会全体で成年後見制度を支えるために自治体ごとに「地域連携ネットワーク」を作ることであり、一番重要なところは、そのための司令塔機能を行政がしっかり担うということです。

このような中、本検討委員会は、宇部市の地域の特性に合わせた地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置について、厚生労働省が公益社団法人日本社会福祉士会に委託して作成された「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」の考え方をベースにしつつ、基本的な考え方を提言いたしました。

本提言書の基本的な考え方を基に、これから、宇部市においては、実際の運営、業務、人員体制、収支等に向けた、大変な業務が待ち構えているものと思われませんが、本提言書が地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置の素地となっていくことを心から願います。

また、本検討委員会は、必要な人が必要な時に利用できる成年後見制度のために、今後とも、協力して参りたいと存じますし、地域連携ネットワークを構成する一員としても尽力して参りたい所存です。

宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会
会 長 土 屋 智

資料編

1 設置要綱

宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会設置要綱

（設置）

第1条 宇部市における成年後見制度利用促進を目的とする中核機関及び地域連携ネットワークの設置に向けた、機能や役割等に関し、各専門分野の意見聴取を行い必要事項を検討するため、宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、検討内容を宇部市に報告する。

- （1）宇部市における成年後見制度の実態やニーズ調査の実施・分析に関すること。
- （2）宇部市における成年後見制度利用促進のための中核機関及び地域連携ネットワークの設置に向けた、機能や役割等に関すること。
- （3）その他成年後見制度利用促進体制整備に関すること。

（組織）

第3条 検討会の構成員は、10人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）弁護士
- （2）司法書士
- （3）社会福祉士
- （4）行政書士
- （5）医師
- （6）民生委員・児童委員
- （7）当事者家族
- （8）成年後見制度の相談支援に携わる者

（構成員の任期）

第4条 構成員の任期は、令和2年2月29日までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に会長及び副会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 検討会の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 検討会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会生活支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、社会福祉法人宇部市社会福祉協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

2 検討体制

宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会構成員名簿

氏名	所属団体等	区分
赤川 正幸	宇部市障害者生活支援センター	成年後見制度の 相談支援に携わる者
岡田 卓司	山口県弁護士会	弁護士
正司 マキコ	宇部市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員
土屋 智	宇部市医師会	医師
春口 剛寛	山口県司法書士会	司法書士
松岡 巧	山口県行政書士会	行政書士
松村 利昭	宇部市東部 第2地域包括センター	成年後見制度の 相談支援に携わる者
水田 和江	在宅障害児・者と家族を 支援する会	当事者家族
安光 洋平	山口県社会福祉士会	社会福祉士
山根 京子	認知症の人と家族の会 山口県支部	当事者家族

※構成員五十音順

神杉 美樹	山口家庭裁判所	オブザーバー
-------	---------	--------

【行政】宇部市健康福祉部 地域福祉・指導監査課

【事務局】社会福祉法人宇部市社会福祉協議会 生活支援課

3 検討内容

「宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会」検討内容

開催日等		主な議事内容
第1回	令和元年6月20日(木) 17時～19時 宇部市総合福祉会館2階 交流ホール大	<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市成年後見制度利用促進体制整備推進事業の説明 ・宇部市成年後見制度利用促進体制整備検討会の趣旨説明 ・検討会の会長及び副会長の選出 ・宇部市の成年後見制度の現状説明 ・意識調査の実施について ・今後のスケジュールについて
	令和元年6月27日(木) ～ 令和元年7月12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する意識調査の実施
	令和元年8月20日(火)	先進地視察 <ul style="list-style-type: none"> ・広島県呉市 ・岡山県総社市
第2回	令和元年8月22日(木) 15時30分～17時45分 宇部市総合福祉会館4階 大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の役割について ・中核機関の体制整備について ・先進地事例について ・意識調査について ・提言書の骨子について ・今後のスケジュールについて
	令和元年9月13日(金) 10時～12時 宇部市総合福祉会館4階 大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進のための意見交換会
第3回	令和元年9月26日(木) 17時30分～19時45分 宇部市総合福祉会館3階 講習室	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)について

